

# 「経済活動と法」課題プリント① (p. 2～5)

担当：菊地芳幸

★教科書を読み（ ）に適切な語句を入れて以下の文章を完成させなさい。また、裏面の表を完成させなさい。

## 第1章 法の意義と役割

### 第1節 社会生活と法

- ・社会生活の中で人間同士が関わりを持つ際のルールを（ ）という。
- ・社会規範には、（ ）・（ ）・（ ）・（ ）など様々なものがある。
- ・経済活動の基本的ルールは（ ）という法律に定められている。

### 第2節 法の分類

- ・納税の義務とか選挙権の行使のように、国または地方公共団体と個人との関係を規律する法を（ ）という。また売買・貸借・婚姻など私人相互の関係を規律する法を（ ）という。
- ・社会的あるいは経済的な弱者を保護するために、私法の分野にも国家が積極的に関与する必要が生じたことにより生まれた法を（ ）という。その代表的なものに、（ ）・（ ）がある。
- ・法の効力がおよぶ範囲を見たとき、ある事柄について、広く一般的に定めてある法を（ ）という。
- ・一般法と特別法に同じ事柄について規定があるときは、特別法が一般法に優先して適用される。これを（ ）という。
- ・法の強制力には強弱があり、当事者の意思にかかわらず適用が強制される法を（ ）という。これに対して、当事者が法と異なる内容を定めたときは、その意思が尊重されて適用されない法を（ ）という。
- ・どのような場合に、誰にどのような権利義務があるかという、権利・義務の実態そのものについて定めた法を（ ）という。たとえば（ ）・（ ）・（ ）・（ ）などが実態法である。
- ・権利・義務を、裁判などによって具体的に実現する手続きについて定めた法を（ ）という。たとえば（ ）・（ ）などが手続法である。
- ・国内における権利・義務の関係を定める法を（ ）といい、主として国家間の関係を定める法を（ ）という。

## 法の分類

一般法	
特別法	
強行法規	
任意法規	
実体法	
手続法	
国内法	
国際法	

## 「経済活動と法」課題プリント② (p. 6~10)

担当：菊地芳幸

★教科書を読み（ ）に適切な語句を入れて以下の文章を完成させなさい。また、法の種類の表を完成させなさい。

### 第1章 法の意義と役割

#### 第3節 成文法と不文法

・法には、文書の形式で存在する（ ）と文書という形式では存在しない（ ）がある。

#### ○法の種類

憲 法	
法 律	
命 令	
政 令	命令の中で、
省 令	命令の中で、
条 例	
規 則	
条 約	

・不文法には、人々のあいだに法として意識されるようになった（ ）と、同じ趣旨の判例が積み重ねられることによって生まれた法規範の（ ）がある。

#### 第4節 法の適用と解釈

- ・具体的な事例に法を当てはめ、一定の法的な判断を導き出すことを（ ）という。
- ・確定した事実を法に適用するため、一般的・抽象的に定められている法文の意味・内容を具体的に明らかにすることを（ ）という。

#### <第1章 練習問題>

1 次の文章を読み、問いに答えなさい。

私たちが平穏で円滑な社会生活を営んでいくためには、(a)法・道徳・慣習・宗教上の戒律など、一定のルール(規則)が必要になる。これらのルールのうち、法は国家権力によって強制されるという点で、他のルールと異なっており、いろいろな基準から分類することができる。

たとえば、国または地方公共団体と個人との関係を規律する(b)公法、私人相互の関係を規律する(c)私法、本来は私法の分野であるが、社会的経済的な弱者を保護するために国家が積極的に干渉する(d)公私混合法(社会法)に分類することができる。

また、ある事柄について、広く一般的に定めてある法を①、特定の人・地域・事柄について定めてある法を②といい、どちらも同じ事柄について規定があるときは、後者が前者に優先して適用される。

問1. 下線部(a)を何というか、次の中から最も適切なものを一つ選びなさい。

- ア. 社会通念      イ. 社会規範      ウ. 組織規範      答. \_\_\_\_\_

問2. 下線部(b)～(d)の例の組み合わせとして、次の中から適切なものを一つ選びなさい。

- ア. (b)公職選挙法      (c)民法      (d)所得税法  
イ. (b)刑法      (c)民事訴訟法      (d)商法  
ウ. (b)民事訴訟法      (c)商法      (d)独占禁止法      答. \_\_\_\_\_

問3. 文中の①、②に入るものは何か、漢字3文字で正しい用語を記入しなさい。

- ① \_\_\_\_\_      ② \_\_\_\_\_

2 次の文章を読み、①～④の 〇 に当てはまるものを ( ) に番号で答えなさい。

文書の形式で存在する法を①といい、これには、憲法、法律、②、条例・規則、条約の5種類のものがある。文書という形式では存在しない法を③といい、これには、習慣法と④がある。

- ア. 不文法 ( )      イ. 判例法 ( )      ウ. 命令 ( )      エ. 成文法 ( )

## 「経済活動と法」課題プリント③ (p. 12～15)

担当：菊地芳幸

★教科書を読み（ ）に適切な語句を入れて以下の文章を完成させなさい。また、それぞれの問いに答えなさい。

### 第2章 権利・義務と財産権

#### 第1節 権利・義務とその主体

・私たちが社会生活を営む中で、他人に一定の行為を求めるなど、特定の利益を受けることのできる法律上の力を（ ）という。他人のために一定の行為をしなければならない、またはしてはならないという法律上の拘束を（ ）という。権利と義務は表裏一体の関係にある。この表裏一体の関係を（ ）または（ ）という。

○民法第1条に規定されている以下の用語を説明しなさい。

・公共の福祉

---

・信義誠実の原則

---

---

#### 第2節 権利・義務の主体と権利能力

・権利・義務の主体となることができる資格を（ ）という。

例) AがBに10万円を貸している場合。

・Aは10万円の（ ）であり、Bは10万円の（ ）である。

○権利・義務の主体には自然人と法人があるが、それぞれどのようなものか説明しなさい。

・自然人

---

・法人

---

---

- ・ 自然人は（ ）によって権利能力を取得する。ただし、例外として（ ）にも権利能力を認める場合がある。
- ・ 自然人の権利能力は、（ ）によって消滅する。また、生死不明になった場合は、一定年数が経過した後、家族などの利害関係人が家庭裁判所に請求して（ ）されることによって、死亡したとみなされる。

○店で買い物をするとき、店は販売した商品の品質に責任を持たなければならない、購入者は商品の対価を支払う責任を負うという契約によって売買が成立します。あなたが普段生活している中には、このように意識せずに法律が関係している事象がたくさんあります。具体例を一つあげなさい。

---

---

---

---